

会 員 規 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人スマートプロセス学会（以下「この法人」という。）定款第3章の会員に関する事項について定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 この法人の会員は次の各号のとおりである。

- (1) 正会員 スマートプロセス関連の科学技術に関し、学識又は経験のある個人。
 - (2) 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって、スマートプロセス関連の科学技術に深い関心を持つ個人。
 - (3) 維持会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展に協力する団体。
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体。
 - (5) 名誉会員 科学技術の発展に顕著な業績をあげた者および本学会の運営に多大な貢献をした者で、理事会によって推薦され、総会の議決によって承認された個人。
 - (6) 永年会員 本学会の正会員歴30年以上（高温学会会員歴も含む）で、かつ70歳以上の者。ただし、永年会員の資格については自己申告しなければならない。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、法律上の社員とする。

第2章 会員資格の取得

(入会申込)

第3条 名誉会員を除き会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会申し込みは、電磁的手段によってこれを行うこともできる。
- 3 ただし、名誉会員は第1項の書類を提出することを要しない。

(入会基準)

第4条 会員は、次の各号の基準を満たす団体および個人とする。

- (1) 定款の目的および事業に賛同する者。
- (2) 公序良俗に反することを目的としない者。
- (3) 第17条に定める入会金および第18条に定める年会費を納入する見込みのある者。
- (4) スマートプロセス関連の学術技術に関して知識があるかまたは関心がある者。

(入会承認)

第5条 入会の申込みがあった場合、理事会において入会の可否について審査を行い、結果を会長が本人に通知する。

- 2 前項不承認の通知をする場合は、弁明の機会を与える旨の記載をしなければならない。
- 3 第1項にかかわらず前条に定める入会基準に照らし、理事会において入会申込が承認されることが確実で、理事会の開催が相当期間先になる場合は、理事会において入会が承認されることを条件に会長の決裁により入会を承認することができるものとする。
- 4 入会を承認された者は入会承認通知を受け取った後、速やかに入会金および初年度年会費を納入しなければならない。

(入会日)

第6条 入会日は、入会の申込みが理事会において承認された日とする。

- 2 ただし、前条第3項による場合は会長が承認した日に遡及して、理事会において入会を承認することができるものとする。

(会員資格の有効期間および更改)

第7条 会員資格の有効期間は、この法人の事業年度である毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、事業年度途中から入会した者については、入会した日から当該事業年度末日までとする。

2 第12条から第14条に定める会員資格の喪失がない限り、会員資格は毎事業年度、自動的に更改される。

第3章 会員資格の変更

(会員資格の変更)

第8条 この法人の会員で会員資格を変更しようとする者は、別に定める会員資格変更願を会長に提出しなければならない。

- 2 会員資格の変更手続きに関しては第3条から第5条を準用する。
- 3 会員資格の変更日は変更承認をした翌事業年度の開始日とし、新たな入会金は徴収しない。
- 4 第1項にかかわらず、この法人はその事業年度内に卒業または卒業見込みの学生会員に対して、卒業月の翌月をもって正会員に資格を変更する旨を通知し、第11条の休会が承認されない、又は第12条の退会届が受理されない限り正会員に会員資格を変更する。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は総会で推薦された者を会長が承認し、当該被承認者の同意を得て名誉会員となる。

2 名誉会員への資格変更日は前項被承認者が同意をした日とする。

(異動の届出)

第10条 会員は、第3条第1項の入会申込書および第8条第1項の会員資格変更願の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

第4章 会員資格の喪失

(休会)

第11条 会員は病気その他の事情により長期に活動が行えない等やむをえない事情があると認められる場合は次の各号により休会することができる。

- (1) 休会を希望する者は、所定の休会届を提出し理事会の承認を得るものとする。
- (2) 休会の期間は原則として1年とする。但し、必要に応じ休会の期間を更新することが出来るものとするが、2年を限度とする。
- 2 休会中は会員としての権利の行使ができない。
- 3 休会中は会費の支払を免除する。ただし既納の年会費は返還しない。
- 4 第1項の休会した者はいつでも復会の申出をすることができる。会計年度途中の復会の場合の年会費の額は第18条第2項に準じる。

(任意退会)

第12条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、年会費未納の会員の退会届は、その年会費が完納されるまで受理しない。

2 退会日は退会届を受理した日とする。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の除名決議によって、その会員の資格を喪失させることができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第19条に規定する年会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の除名決議を行う総会の日から1週間前までに、当該会員にその旨通知しなければならない。
- 3 除名決議をする総会においては、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 総会における除名決議の内容は、速やかに当該会員に書面で通知しなければならない。

(資格喪失)

第14条 前3条ほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経ることなくその資格を喪失する。

- (1) 第19条に規定する年会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

- 2 前項第1号および第2号における資格喪失の内容は、速やかに当該会員に書面で通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第15条 資格を喪失した場合はこの法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを履行する義務を負う。

- 2 既納の入会金、年会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第5章 再入会

(再入会)

第16条 第12条に規定する任意退会した者の再入会手続きは、第3条から第6条を準用する。

- 2 第13条第1項に規定する除名又は第14条第1号に定める事由によって資格を喪失した者は、その資格喪失の原因が解消されたことを証明し、総会の承認を経なければ再入会できない。
- 3 第14条第1項第2号に定める事由で資格を喪失した者は、再入会できない。

第6章 年会費等

(入会金)

第17条 入会を承認された者および再入会を承認された者は、別表1に定める入会金を速やかに納入しなければならない。

- 2 既納の入会金は理由によらず返還しない。

(年会費)

第18条 会員は別表に定める年会費を毎年度納入しなければならない。

- 2 維持会員は、参加する研究部会の数に応じた口数の年会費を納入しなければならない。
- 3 第19条第2項の会計年度の途中で入会した者は、当該会計年度の年会費全額を初年度年会費として納入しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、名誉会員は年会費の納入を免除される。
- 5 既納の年会費は理由によらず返還しない。

(年会費の納入)

第19条 年会費の納入は年1回とし、1年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に年会費を納入するものとする。

- 2 会計年度は、この法人の事業年度である4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 雑則

(理事会への委任)

第20条 この規則を実施するための事項およびこの規則に定めのない事項は、理事会において定める。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、総会の議決による。

附則

- 1 この規則は、平成24年5月31日より施行する。(平成24年5月30日総会決議)
- 2 この会員規則の施行の時点で既に会員である者および社団法人高温学会の会員であって引き続きこの法人の会員である者は、この会員規則の適用があったものとみなす。
- 3 この規則は、平成25年5月22日より改正する。(平成25年5月22日総会決議)
- 4 この規則は、平成26年5月19日より改正する。(平成26年5月19日総会決議)
- 5 この規則は、平成27年5月18日より改正する。(平成27年5月18日総会決議)

別表1 入会金額および年会費額

| 会員の種別 | 入会金額 (円) | 年会費額 (円) | 備考 |
|-------|----------|----------|------|
| 学生会員 | 0 | 3,000 | |
| 正会員 | 1,000 | 10,000 | |
| 維持会員 | 0 | 60,000/口 | 1口以上 |
| 賛助会員 | 0 | 35,000/口 | 1口以上 |
| 名誉会員 | 0 | 0 | |
| 永年会員 | 0 | 0 | |